

第3次中野区一般廃棄物処理基本計画の改定
及び中野区災害廃棄物処理計画の策定について

1 第3次中野区一般廃棄物処理基本計画の改定

第3次中野区一般廃棄物処理基本計画は、平成28年度を初年度とし平成37(令和7)年度までの10年間を計画期間として、平成28年3月に策定した。

本計画は概ね5年後、または取り組みの進捗状況や社会経済状況、制度の変化及び関連計画との整合性などを踏まえ、必要に応じて計画内容を見直し、改定することとしており、令和2年度が5年目となることや、この間の社会経済状況の大きな変化等もあるため、このたび、改定作業に着手する。

(1) 現行の一般廃棄物処理基本計画の内容

『環境にやさしいごみゼロ都市』を目指すべき将来像とし、区民1人1日あたりのごみ量が平成37(令和7)年度に371gになることを目標に掲げた。また、将来像の実現に向けて、4つの基本方針「入口からのごみ発生抑制、再利用の意識醸成」「資源回収のさらなる推進」「事業系ごみの減量と適正排出」「環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理」を掲げ、各重点施策を着実に実施してきた。

(2) 一般廃棄物処理基本計画の改定

①社会経済状況の変化と改定の方向性

2015年9月に国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、その目標達成に向けて、国は第四次循環型社会形成推進基本計画を平成30年6月に閣議決定、東京都は資源循環・廃棄物処理計画を平成28年3月に策定、東京二十三区清掃一部事務組合では一般廃棄物処理基本計画について現在改定作業を進めている。

区においてもこうした背景を踏まえ、さらなるごみの減量やリサイクルの推進を図るため、一般廃棄物処理基本計画を改定する。

②中野区基本構想の改定及び中野区基本計画の策定との整合性

一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっては、中野区基本構想が改定され、中野区基本計画の策定期間とも重なることから、調整し進めていく。

2 中野区災害廃棄物処理計画の策定

今後発生が予想される大規模地震(首都直下地震など)や風水害等の大規模災害に伴い発生する災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物(がれき、ごみ、し尿等)等の処理に係る平常時、初動期、応急対策期、災害復旧・復興対策等に必要な事項を盛り込んだ災害廃棄物処理計画を策定する。

(1) 策定が必要とされる背景

国は、平成23年3月発生の東日本大震災の経験を踏まえ、災害対策基本法と廃棄物の処理及び清掃に関する法律とを連携させる仕組みを整備し、平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、災害廃棄物の処理について計画に定めることを区市町村の役割として位置付けた。

また、東京都は平成29年に災害廃棄物処理計画を策定するとともに、令和2年までの体制構築を目標とし、区市町村に早期計画策定を促している。

(2) 国及び都の計画や区の他の計画等との関連

区の「災害廃棄物処理計画」は、国が策定した災害廃棄物対策指針等を踏まえつつ、都の「災害廃棄物処理計画」や区の「地域防災計画」その他の防災関連指針・計画等との整合を図りながら、地域の実情に応じて必要な災害廃棄物対策に関する施策を区の「一般廃棄物処理基本計画」に規定して策定する。

①中野区一般廃棄物処理基本計画との整合

中野区一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく区の清掃・リサイクル事業の指針であり、第3次中野区一般廃棄物処理基本計画実現のための重点施策の一項目として災害廃棄物処理の検討を行うこととなっており、今回の改定時に、災害廃棄物の処理に関する必要な施策を新たに規定する。

②「地域防災計画」との整合

現計画(平成30年修正/第41次修正)には、「災害廃棄物処理計画」について、策定に取り組むことが明記されている。令和2年度には、次回の修正作業が予定されていることから、修正スケジュール等を踏まえて防災所管(危機管理課)との十分な情報共有・連携に努めて相互の整合を図り、「災害廃棄物処理計画」の策定を進める。

3 今後の予定

2020年4~7月 現状分析、課題抽出、関係所管との調整等

8~12月 計画(素案)の策定及び意見交換会の実施、計画(案)策定

2021年1~2月 パブリック・コメント手続きの実施

3月 計画策定